

第3次計画

11分野教育学習

4次基本的考え方素案

	1 男女平等を推進する教育・学習	ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進		<p>学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。</p>	文部科学省	同一で存続	ア 男女平等を推進する教育・学習		
				<p>教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。</p>	文部科学省	存続せず			
				<p>青少年教育活動の指導者など社会教育関係者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。</p>	文部科学省	存続せず			
				<p>男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。</p>	文部科学省	存続せず			
		イ 初等中等教育の充実		<p>初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。</p>	文部科学省	大幅修正して存続 ; 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどについての指導を行う。男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を推進する。			
				<p>初等中等教育において、学校現場を含め国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。</p>	文部科学省	存続せず			
				<p>男女を問わず国民一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。</p>	文部科学省	存続せず			

				子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進する。	文部科学省、関係府省	存続せず。他分野へ？	(参考) 暴力分野 「5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」 ⑥子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。		
				学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。	文部科学省	存続せず			
		ウ 高等教育の充実	①高等教育機関における調査・研究等の充実	高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の一層の充実を促す。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。	文部科学省	一部修正して存続；高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し社会への還元を促進する。			
				高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学の教職員を対象とした研修等の取組を促進する。	文部科学省	存続せず			
				様々な分野への女性の参画を促進するため、高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進を図る。	文部科学省	存続せず			
			②奨学金制度の充実	意欲と能力のある学生が経済的な理由により修学の機会が奪われることのないよう、奨学金制度の充実を図る。	文部科学省	存続せず			
		エ 社会教育の推進	①男女共同参画に関する学習機会の充実	社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成などを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。	文部科学省	一部修正して存続；社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。			

				②男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進（ 存続せず ）	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。	文部科学省	存続せず			
					家庭教育等における男性の参画、家庭教育を支える地域ネットワークの構築など、地域の活動を担う人材の育成プログラムの開発・普及等を図る。	文部科学省	存続せず			
		オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実	①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究	独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を研修・交流事業に活用し、地方公共団体や大学、男女共同参画センター・女性センター等の女性関連施設及び社会教育施設、海外関係機関と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め全国的にその成果の還元を図る。	文部科学省	大幅に変更して存続？；独立行政法人国立女性教育会館においては、国、地方公共団体、女性関連施設や大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。				
			②日本学術会議における男女共同参画に関する検討	日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。	内閣府	同一				
	2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	ア 生涯学習・能力開発の推進	①総合的なキャリア教育の推進	子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。	文部科学省	②も付加して存続；子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスや、男女を問わず生活を営むために必要な知識や技術を習得すること等の重要性について理解の促進を図る。				

				②ライフプランニング支援の促進	女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を發揮しつつ主体的に生き方を選択することを支援するための学習機会の提供を促進する。	文部科学省	上に付加して削除			
				③現代的課題に関する学習機会の充実	消費者の権利と責任等について理解し、消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるよう、社会教育、学校教育における消費者教育を推進する。	文部科学省	存続せず			
					政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。	文部科学省、関係府省	存続せず			
				④リカレント教育の推進	就業や社会活動など社会参画の拡大のための教育、リカレント教育等教育・学習活動、情報活用能力を身に付けるための教育・学習活動などの充実、推進を図る。	文部科学省	存続せず			
					大学等における編入学の受入れ、社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。	文部科学省	存続せず			
					全ての意志ある人が経済的理由により希望する教育を受けることを断念することがないよう、教育費の負担軽減を図る。	文部科学省	存続せず			
				⑤放送大学の整備等	放送大学や放送大学大学院を始めとして時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。	文部科学省	存続せず			
					単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。	文部科学省	存続せず			

				⑥学校施設の開放促進等	地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し、多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備や活用の促進を図る。	文部科学省	存続せず			
				⑦青少年の体験活動等の充実	男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。	文部科学省	存続せず			
				⑧民間教育事業との連携	民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。	文部科学省	存続せず			
				⑨高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進	学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。	文部科学省	存続せず			
				⑩学習成果の適切な評価	様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。	文部科学省	存続せず			
			イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実	①社会活動の評価	職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPO、地縁団体の活動など多様な社会活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。	文部科学省	存続せず			
				②女性の生涯にわたる学習機会の充実	女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。	文部科学省	同一			
					高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。	文部科学省、関係府省	強化して移動（「学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」へ）			

				③女性の能力開発の促進	社会的・職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。	文部科学省	存続せず			
					女性がこれまで担ってきた社会活動をキャリアとして積極的に評価するとともに、従事している者が経済的にも自立できるよう、「新しい公共」を担う人材の育成プログラムを開発・普及等を行う。	文部科学省	存続せず			
				④女性の学習グループの支援	女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。	文部科学省	存続せず			
				⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等	独立行政法人国立女性教育会館においては、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供や教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能等の更なる充実・深化を推進する。	文部科学省	修正して存続；独立行政法人国立女性教育会館の研修、教育・学習支援、調査研究、情報収集・提供等の更なる内容の充実・深化を推進する。			
		ウ 進路・就職指導の充実		①進路指導の充実	初等中等教育段階から児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開するため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人ひとりに高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップなどの体験活動を推進する。	文部科学省、厚生労働省	存続せず			

				②就職指導の充実	大学等に対して将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導など多様な職業選択を推進する指導及び意識啓発等を行うよう促す。さらに、学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。	文部科学省、厚生労働省	存続せず			
				③職業意識の醸成	男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人ひとりが主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。	文部科学省、厚生労働省	存続せず			
				④各経済団体等への協力要請	大学における教育が男女学生ともに多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対して、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育に十分配慮するよう要請する。	文部科学省、厚生労働省	存続せず			
					女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請する。	文部科学省、厚生労働省	存続せず			

		3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		初等中等教育機関の校長・教頭などにおける女性の登用について、都道府県教育委員会等に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けた具体的な目標（例えば、平成27年（2015年）の目標など）を設定するよう働きかける。	文部科学省	付加して存続、強化； 初等中等教育機関における政策・方針決定過程に参画する女性の割合「30%」に向けて、校長・教頭等への女性の登用について、具体的な目標を設定するよう働きかける。 また、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。加えて、独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、当該研修等において、女性の校長・教頭等への登用にに向けた意識付けや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。さらに、独立行政法人国立女性教育会館においてロールモデルの把握も含め女性教員の管理職登用にに向けた調査研究を行う。			
				高等教育機関の教授等における女性の登用については、男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、国立大学協会が策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえつつ、男女共同参画の推進に向け、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。	文部科学省	付加して存続； 高等教育機関の教授等における女性の登用については、目標設定や男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。 また、大学等の重要な政策・方針決定過程に参画する女性の割合「30%」に向けて、 国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。 なお、公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。また、教員等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、高等教育機関における学内保育所の設置等、大学教員等向けの保育サービスの整備を促進する。			
				国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループからの国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえて、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。	文部科学省	存続せず。学術分野へ？			

3分野 男性子ども	2 子どもの頃から の男女共同参画の 理解の促進と将来 を見通した自己形 成	ア 教育による男 女共同参画の理解 の促進	①男女平等を推進 する教育・学習	初等中等教育において、児童生徒 の発達段階に応じ、学習指導要領 等に基づき、社会科、家庭科、道 徳、特別活動など学校教育全体を 通じ、人権の尊重、男女の平等や 男女が相互に協力し、家族の一 員としての役割を果たし家族を築 くことの重要性などについて指 導の充実を図る。また、教科書に おいても教育基本法(平成 18 年法 律第 120 号)や学習指導要領の趣 旨を踏まえ、適切な記載がなされ るよう配慮する。男女平等が歴 史的にいかに進展してきたか、国 際的にみて我が国の女性が置かれ ている現状は どのようになって いるかなども含め、男女平等を推 進する教育の内容が充実するよ う、教職員を対象とした研修等 の取組を促進する。(再掲)								
				②発達の段階を踏 まえた性に関する 指導の適切な実施	子どもの頃から男女共同参画の視 点に立ち、生涯を見通した総合的 なキャリア教育を推進する。その 際、社会・経済・雇用などの基本 的な仕組みや労働者としての権 利・義務、男女共同参画の意 義、仕事と生活の調和の重要性に ついて理解の促進を図る。(再 掲)	子どもが暴力の被害者になること を防ぎ、また、子どもが将来暴力 の加害者になることを防ぐため、 暴力は人権侵害であり絶対に許さ れるものではないことについて、 子どもの頃からの教育・啓発を 推進する。(再掲)	男女が相互の人格を尊重し、相手 の立場を理解し助け合うような人 間形成を図るため、子育て中の 親やこれから親となる者等を対象 とした家庭教育に関する学習機会 を提供する。(再掲)					

				<p>学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。</p>		<p>(健康分野に記述あり) ②10代の女性の性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の現状を踏まえ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する正しい知識に基づいた教育を推進する。望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動については、現状を踏まえた具体的かつ実践的な啓発を行うとともに、避妊や性感染症予防についての確な判断ができるよう、相談指導を充実させる。</p>			
		イ 子どもの健康の管理・保持増進の推進	①食育の普及促進	<p>食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進する。その際、思春期の女性の健康を守る食に関する知識を普及啓発する。</p>					
			②健康教育の推進	<p>生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育を推進するとともに、生涯にわたる健康に関する学習機会の充実を図る。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。</p>					
			③HIV/エイズなどの予防から治療までの総合的な対策の推進	<p>HIV/エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。</p>		健康分野へ			

					学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、HIV/エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。		教育については記述なし。		
				④薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進	未成年者や20歳代の若年層による覚せい剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。		薬物については全く記述なし。		
					児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカー等を活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。				
					喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。		同上。		
			ウ その他の取組		上記のほか、第9分野(女性に対するあらゆる暴力の根絶)、第10分野(生涯を通じた女性の健康支援)及び第11分野(男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実)における関連施策の着実な推進を図る。				
		3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現	ア 子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策	①広報啓発の推進	子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発等の充実を図る。		暴力分野に、「子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」あり。		

				③被害を受けた子どもに対する相談・支援	性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。					
				④防犯・安全対策の強化	犯罪等の被害を防止するため、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進する。また、警察においては、通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙又は指導・警告措置を的確に実施する。					
		イ メディア・リテラシーの向上	①メディア・リテラシー向上のための取組	子どもが健全に育つため、メディア・リテラシーの向上や暴力を伴わない人間関係の構築のための子ども及び保護者の教育・学習を充実する。	(修正して存続) 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。					
					メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。					
				②情報教育の推進	学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。					
					学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。					